

吸収合併に関する事前開示事項

2020年6月30日

東京都港区六本木三丁目2番1号
株式会社ストリームメディアコーポレーション
代表取締役社長 崔 官鎔

株式会社ストリームメディアコーポレーション（以下「当社」といいます。）は、2020年5月29日に、当社を吸収合併存続会社、株式会社SME J（以下「SME J」といいます。）を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことを決定し、SME Jとの間で、吸収合併契約を締結しました。
会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に基づき、本合併に際して開示すべき事項は以下のとおりです。

1. 吸収合併契約の内容（会社法第794条第1項）

別紙1「吸収合併契約書」のとおりです。

2. 会社法第749条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第191条第1号）

（1）本合併に際して交付する株式の数及びその株式の割当ての相当性に関する事項

① 本合併に係る割当ての内容

	当社 (吸収合併存続会社)	SMEJ (吸収合併消滅会社)
合併比率	1	90.00
本合併により交付する 株式数	当社の普通株式：90,000,000株（予定）	

（注1）本合併に係る割当比率（以下「本合併比率」といいます。）

当社は、本合併に際して、SME Jの株主の保有する同社の普通株式（以下「SME J株式」といいます。）1株につき、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）90株を割り当てます。なお、上記の本合併比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議の上、変更することがあります。

（注2）本合併により交付する当社株式数

当社は、本合併に際し、新たに発行する普通株式を、本合併の効力発生日直前のS

MEJの株主名簿に記載又は記録された同社の株主に割り当てる予定です。

② 本合併に係る割当ての内容の根拠等

(ア) 割当ての内容の根拠及び理由

上記「2. (1) ①本合併に係る割当ての内容」に記載の本合併比率の決定にあたっては、その公正性・妥当性を期すため、当社はSMB C日興証券株式会社（以下「SMB C日興証券」といいます。）を、また、エスエム・エンタテインメント・ジャパンはEY トランザクション・アドバイザー・サービス株式会社（以下「EY」といいます。）を、合併比率の算定に関する独立した第三者算定機関として選定の上、本合併に用いられる合併比率の算定を依頼しております。

当社及びSMEJは、それぞれ上記の第三者算定機関による算定結果等を参考に、両社の財務状況、資産状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、合併比率について両社間で慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に本合併比率が妥当であるとの判断に至り、それぞれの取締役会において本合併比率を承認し、合意いたしました。

(イ) 算定に関する事項

i) 算定機関の名称及び各社との関係

当社は、当社及びエスエム・エンタテインメント・グループから独立した第三者算定機関としてSMB C日興証券を選定し、2020年5月27日付で、合併比率に関する算定書を取得しました。なお、SMB C日興証券は、当社及びエスエム・エンタテインメント・グループ各社の関連当事者には該当せず、当社及びエスエム・エンタテインメント・グループとの間で重要な利害関係を有しません。

また、エスエム・エンタテインメント・ジャパンは、当社及びエスエム・エンタテインメント・グループから独立した第三者算定機関であるEYを選定し、2020年5月28日付で、合併比率に関する算定書を取得しました。なお、EYは、当社及びエスエム・エンタテインメント・グループ各社の関連当事者には該当せず、当社及びエスエム・エンタテインメント・グループとの間で重要な利害関係を有しません。

ii) 算定の概要

合併比率の算定にあたり、SMB C日興証券は、当社については、当社の株式が東京証券取引所JASDAQ市場（グロース）に上場しており市場株価が存在することから市場株価法を、加えて、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を採用しました。また、SMEJについては、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF法を採用しました。

上記各方式において算定された合併比率の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

採用手法		合併比率の算定レンジ
当社	SMEJ	
市場株価法	D C F 法	94.38～151.74
D C F 法	D C F 法	70.96～109.47

市場株価法においては、S M B C 日興証券は、算定基準日を算定書作成日の前営業日である 2020 年 5 月 26 日として、当社の普通株式の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における算定基準日までの 1 ヶ月間、3 ヶ月間及び 6 ヶ月間における株価終値単純平均値を基に算定しております。

D C F 法においては、S M B C 日興証券は、当社について、当社が作成した 2020 年 12 月期から 2024 年 12 月期のスタンド・アローンベースの事業計画を算定の基礎としました。割引率は 7.36%～8.99%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率を△0.25%～0.25%としております。なお、算定の基礎とした当社の事業計画には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には 2020 年 12 月期の営業利益に関して、エンタテインメント事業における主要なアーティストとの契約の終了に伴う減収が見込まれること等により、前事業年度比 41.8%の減少が見込まれております。また、2021 年 12 月期、2023 年 12 月期及び 2024 年 12 月期の営業利益に関して、放送事業における利益率の改善が見込まれていること等により、それぞれ前事業年度比 200.5%、64.3%、43.0%の増加が見込まれております。また、SMEJ について、SMEJ から提供されたスタンド・アローンベースの事業計画をもとにした当社による収益予想を算定の基礎としました。割引率は 6.83%～8.35%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率を△0.25%～0.25%としております。なお、算定の基礎とした SMEJ の事業計画には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2020 年 12 月期の営業利益に関して、主要取引先との契約更新に伴い SMEJ の収益分配率が高まったこと等により、前事業年度比 72.71%の増加が見込まれております。

（ウ）上場廃止となる見込み及びその事由

本合併を実施した場合におきましても、当社の株式は引き続き、東京証券取引所 J A S D A Q 市場（グロース）に上場される予定であります。これについて、東京証券取引所 J A S D A Q 市場（グロース）における上場廃止基準に基づき、「合併等による実質的存続性の喪失に係る猶予期間入り銘柄」となる可能性があります。東京証券取引所より「合併等による実質的存続性の喪失に係る猶予期間入り銘柄」の指定を受けた場合においても、当社株式の上場は引き続き維持されますが、当社は猶予期間内に新規上場審査の基準に準じた基準に適合していると判断されるよう最善を尽くしてまいります。

なお、当社は、エスエム・エンタテインメント・ジャパンより、本合併後の当社株式

の上場維持の方針及び上場会社としての経営の独立性を尊重するとともに、当社が実質的な存続会社ではないと東京証券取引所が判断した場合その他本合併により当社の株式の上場廃止のおそれが生じた場合、当社の要請に応じて、上場維持のために必要な協力をを行う旨の差入書を受領しています。

(エ) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

SMEJ は、当社の親会社であるエスエム・エンタテインメントの子会社であることから、本合併は当社にとっては支配株主との重要な取引に該当し、公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を講じました。

i) 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

当社は、本合併比率の算定にあたって公平性を期すため、第三者算定機関である S M B C日興証券を選定し、2020 年 5 月 27 日付で、合併比率に関する算定書を取得しました。算定書の概要は、上記「2. (1) ② (イ) 算定に関する事項」をご参照ください。

なお、当社は、S M B C日興証券から本合併比率が当社の株主にとって財務的見地より公正である旨の評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

エスエム・エンタテインメント・ジャパンは、本合併比率の算定にあたって公平性を期すため、EY を選定し、2020 年 5 月 28 日付で、合併比率に関する算定書を取得しました。

なお、エスエム・エンタテインメント・ジャパンは、EY から本合併比率が SMEJ の株主にとって財務的見地より公正である旨の評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

ii) 独立した法律事務所からの助言

当社は、本合併に関するリーガル・アドバイザーとして、アンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から、本合併に関する諸手続並びに当社の意思決定方法及び過程に関する法的助言を受けております。なお、アンダーソン・毛利・友常法律事務所は、当社及びエスエム・エンタテインメント・グループとの間で重要な利害関係を有しません。

エスエム・エンタテインメント・ジャパンは、本合併に関するリーガル・アドバイザーとして、スキヤデン・アープス法律事務所を選任し、スキヤデン・アープス法律事務所から、本合併に関する諸手続並びに当社の意思決定方法及び過程に関する法的助言を受けております。なお、スキヤデン・アープス法律事務所は、当社及びエスエム・エンタテインメント・グループとの間で重要な利害関係を有しません。

iii) 特別委員会の設置

当社は、本合併が当社の少数株主にとって不利益な条件の下で行われることを防止するため、2019年10月1日、当社及びエスエム・エンタテインメント・グループと利害関係のない独立した者として、当社社外取締役である金紀彦氏（弁護士、弁護士法人オルビス）及び当社社外監査役である上田浩之氏（税理士、上田浩之税理士事務所）並びに金紀彦氏及び上田浩之氏がその協議により必要に応じて選任する3人目の委員から構成される特別委員会（なお、互選により特別委員会の委員長として、金紀彦氏を選定しております。）（以下「本特別委員会」といいます。）の設置を決議し、本特別委員会に対し、a. 本合併の目的は合理的か（本合併が当社の企業価値向上に資するかを含む。）、b. 本合併の条件（本合併の対価を含む。）の公正性が確保されているか、c. 本合併において、公正な手続を通じた当社の株主の利益への十分な配慮がなされているか、d. 上記a～bまでのほか、本合併は当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられるか（以下「本諮問事項」といいます。）を諮問いたしました。上記のとおり、本特別委員会の委員に選任された金紀彦氏及び上田浩之氏に3人目の委員の選任権が与えられていたことを受け、両氏は、第1回の本特別委員会における協議の結果、同種の案件等における豊富な実績及び知見を有する外部の有識者である熊澤誠氏（弁護士、新幸総合法律事務所）を3人目の委員として選任しております。熊澤誠氏は、第2回の本特別委員会より委員として参画しておりますが、本特別委員会の委員に当初から変更はございません。なお、特別委員会の委員の報酬は、一定の固定額を上限とした金額となっており、成功報酬は採用しておりません。

本特別委員会は、2019年10月15日から2020年5月27日までの間に合計11回開催され、本諮問事項についての協議及び検討を行ったとのことです。具体的には、本特別委員会は、当社並びにエスエム・エンタテインメント・ジャパン及びSMEJより提出された各検討資料その他必要な情報・資料等の収集及び検討を行い、当社から、本合併の概要、本合併の意義・目的、当社及びSMEJの事業計画、当社が意思決定をするに至る経緯・検討状況について説明を受けるとともに、質疑応答等を行いました。

また、本特別委員会は、エスエム・エンタテインメント・ジャパン及びSMEJから、本合併の概要、本合併の意義・目的、本合併後の経営方針、本合併の諸条件、SMEJの新設分割の概要等について説明を受けるとともに、質疑応答を行いました。さらに、本特別委員会は、SMB C日興証券より、当社株式及びSMEJ株式の価値評価に関する説明を受け、これらについての質疑応答を行うとともに、SMB C日興証券及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所から、当社が本特別委員会における議論を参考にSMEJとの間で本合併の諸条件について交渉をした内容等について報告を受けております。また、本特別委員会は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から、本合併の手続面における公正性を担保するための措置並びに本合併に係る当社取締役会の意思決定の方法及び過程その他の利益相反を回避するための措置の内容について説明を受けておりま

す。

本特別委員会は、かかる手続を経て、本諮問事項について慎重に協議した結果、本特別委員会は、2020年5月28日付で、当社取締役会に対し、本諮問事項につき大要以下を内容とする答申書を提出しております。

a. 本合併の目的は合理的か（本合併が当社の企業価値向上に資するかを含む。）

エスエム・エンタテインメント・グループに所属する人気アーティスト、著名な演出家、作詞・作曲家及びディレクター等のグループ会社と海外のエンタテインメントグループとのグローバルネットワーク、これまでの実績等の諸々の事情を勘案すると、本合併は、エスエム・エンタテインメント・グループとのこれまで以上の強固な関係を構築することになり、当社が制作する番組等におけるエスエム・エンタテインメント・グループ所属の人気アーティストの出演頻度向上や当該所属の人気アーティストの出演作の確保が容易になり、優良コンテンツを増加させることで、チャンネル加入者の増加及び維持継続にもつながることが期待できる。

また、SMEJの売上高は当社と同程度、営業利益及び経常利益は数倍もの規模であり、かつ、今後も持続的な成長を遂げることが見込まれるSMEJと合併することにより財務基盤が強固になり事業規模が拡大することで、資本市場又は金融市場からの資金調達力が増すことが期待され、当該資金を用いて優良コンテンツの購入やプロモーション費用、KNTVのCS110度での放送関連の費用、OTTサービス関連費用等に投資することも期待される。

上記を総合すると、当社が考える本合併の目的等については合理的裏付けがあるものと考えられ、本合併は、放送事業において競争に打ち勝っていくために優良コンテンツの確保及びOTTサービス事業に進出していくという当社の経営課題の克服に寄与し、もって当社の企業価値の向上に資するものと認められるものと思料する。

その他、本特別委員会に提供された資料及び当社及びエスエム・エンタテインメント・ジャパンの説明内容に照らして、本合併の目的の合理性に疑問を抱かせる事実とは認められなかった。また、本合併によるメリットを上回るような顕著なデメリットも想定し難い。

したがって、本合併は、当社の企業価値の向上に資するものであり、その目的は、合理性を有すると判断する。

b. 本合併の条件（本合併の対価を含む。）の公正性が確保されているか

本合併の対価として、(i)SMEJの株主であるエスエム・エンタテインメント・ジャパンに対してその所有するSMEJの株式1株につき当社の普通株式90株の割合をもって当社の普通株式が、(ii)SMEJが発行する第1回新株予約権（以下「本SMEJ新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対してその所有する本SMEJ新株予

約権 1 個につき本 SMEJ 新株予約権と同等の内容の当社の第 13 回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）90 個の割合をもって当社の新株予約権が割り当て交付されることが予定されている。また、本合併比率は、1（当社）：90（SMEJ）とすることが予定されている。

本合併比率は、S M B C 日興証券から受領した合併比率に関する算定書によれば、当社につき市場株価法、SMEJ につき D C F 法により算定した合併比率（94.38～151.74）の下限に近い数値であり、かつ、当社、SMEJ をともに D C F 法により算定した合併比率（70.96～109.47）のほぼ中央値であり妥当な水準であると思料する。

以上に加え、当社は、独立した第三者算定機関である S M B C 日興証券による算定結果をもとに、合併比率を最大限に当社に有利にするために、複数回にわたり合併比率が当社に有利になるよう交渉を行った。本合併比率は、エスエム・エンタテインメント・グループによる影響力を排除した独立当事者間の交渉と評価できる交渉の結果として決定されたと思料する。上記を総合的に考慮すると、本合併比率は、公正かつ妥当であると思料する。

また、本合併に際しては、SMEJ が SMEJ 及びその子会社の役職員 10 名に対して発行している本 SMEJ 新株予約権について、当該新株予約権者に対して、その所有する本 SMEJ 新株予約権 1 個につき、本新株予約権 90 個の割合をもって、本新株予約権を割り当て交付することが予定されている。この点、本 SMEJ 新株予約権発行の目的、本合併に際して割り当てられる本新株予約権の個数の設定等に不合理な点は見当たらない。また、本新株予約権 1 個当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）は、本 SMEJ 新株予約権の行使価格である 26,640 円を本合併比率で除して得られる金額である 296 円に設定されている。この点、S M B C 日興証券によれば、市場株価法の算定レンジ、及び DCF 法による算定レンジの最高値よりも高い水準であることから、ストックオプションとしての新株予約権の行使価額の設定として不合理な点は見当たらないこと等も踏まえると、行使価額の設定には妥当であると思料する。上記を総合的に考慮すると、本合併に際して本新株予約権を割り当て交付することにつき、公正かつ妥当であると思料する。

その他の本合併の条件に鑑みても、同種案件に比して、公正性に疑義を生じさせるなど特段問題視すべき内容は見受けられなかった。

以上によれば、本合併の条件（本合併の対価を含む。）の公正性が確保されていると判断する。

c. 本合併において、公正な手続を通じた当社の株主の利益への十分な配慮がなされているか

当社は、本合併が当社の少数株主にとって不利益な条件の下で行われることを防

止することを目的として、本特別委員会を設置していること、当社及びエスエム・エンタテインメント・グループから独立した第三者算定機関としてSMB C日興証券を選任し、同算定機関より合併比率の算定書を取得しており、当該算定書記載の算定結果に基づき本合併の検討を行っていること、法務アドバイザーとして、外部のリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、本合併に関する諸手続並びに当社取締役会の意思決定方法及び過程に関する法的助言を受けつつ本合併を進めていること、利害関係を有する取締役を除く取締役全員の承認並びに監査役全員の異議がない旨の意見を取得していること等によれば、本合併において公正な手続を通じた当社の株主の利益への十分な配慮がなされていると思料する。

d. 上記 a～c までのほか、本合併は当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられるか

本合併が当社の少数株主にとって不利益か否かについては、これによるデメリットと本合併がもたらすメリットを総合勘案して決すべき問題であると思料する。

まず、当社及び SMEJ において、本合併が不適當合併等に該当すると判断された場合、猶予期間、東京証券取引所による審査対応等において、統合会社の上場を維持するために最大限努力する方針であることを相互に確認している。

また、エスエム・エンタテインメント・ジャパンにおいても、本合併に関し、当社が実質的な存続会社ではないと東京証券取引所が判断した場合その他本合併により統合会社の株式の上場廃止のおそれが生じた場合、統合会社の要請に応じて、上場維持のために必要な協力を行うことを誓約する差入書を交付することが予定されている。当該誓約に加えて、SMEJ は、韓国の上場会社であるエスエム・エンタテインメントを頂点とするエスエム・エンタテインメント・グループの一員であり、一定の内部管理体制等を構築する人員体制及びノウハウを有すると考えられることも考慮すれば、新規上場審査の基準に準じた基準に適合し上場廃止を免れることが期待できる。

さらに、本合併は、放送事業において競争に打ち勝っていくために優良コンテンツの確保及び OTT サービス事業に進出していくという当社の経営課題の克服に寄与し、当社の企業価値の向上に資するものと認められ、上記デメリットの実現可能性も踏まえて上記デメリットと比較考慮した場合、本合併は当社の少数株主にとって不利益なものではないと判断する。

その他当社の少数株主にとって特段不利益となる事情は見受けられず、本合併は当社の少数株主にとって不利益なものではないと判断する。

iv) 当社における利害関係を有する取締役を除く取締役全員の承認並びに監査役全員

の異議がない旨の意見

当社の取締役会では、当社の取締役 8 名のうち、崔官鎔氏が過去に KEYEAST の取締役を兼任していたこと、金英敏氏が KEYEAST の取締役、エスエム・エンタテインメント・ジャパンの取締役及び SMEJ の取締役を兼務していること、金東佑氏及び山田政彦氏がエスエム・エンタテインメント・ジャパンの取締役及び SMEJ の取締役を兼務していること、並びに安洙旭氏が KEYEAST の取締役を兼務していることに鑑み、利益相反を回避する観点から、二段階の決議を行うこととし、まず、崔官鎔氏、金英敏氏、金東佑氏、山田政彦氏及び安洙旭氏を除く、当社の 3 名の取締役において審議のうえ、その全員一致で、本合併に関する決議を行った後、さらに当社の定款及び会社法第 369 条第 1 項に定める取締役会の定足数を考慮し、崔官鎔氏を加えた 4 名の取締役にてあらためて審議し、その全員一致で、本合併に関する決議を行いました。また、監査役の全員が出席し、上記決議に異議がない旨の意見を述べております。なお、崔官鎔氏、金英敏氏、金東佑氏、山田政彦氏及び安洙旭氏については、当社の利益を代表する立場で本合併の協議及び交渉に参加しておりません。

③ 吸収合併存続会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項（会社法第 749 条第 1 項第 2 号イ）

本合併により当社の資本金は増加いたしません。資本準備金の額については、会社計算規則に定めるところに従い、当社がこれを定めます。

上記については、機動的な資本政策の観点から相当であると判断される額といたします。

3. 会社法第 749 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 191 条第 2 号）

当社は、本合併に伴い、本 SMEJ 新株予約権の新株予約権者に対して、上記「2.（1）

①本合併に係る割当ての内容」に記載の本合併比率に従い、その所有する本 SMEJ 新株予約権 1 個につき、本新株予約権 90 個を新たに発行し、割り当てます。本 SMEJ 新株予約権の発行総数及び行使価格を本合併比率と同一の割合で乗除することにより、等価交換になることから、本新株予約権発行条件等については妥当であると判断しております。

4. 吸収合併消滅会社についての事項（会社法施行規則第 191 条第 3 号）

（1）吸収合併消滅会社の成立の日における貸借対照表の内容

吸収合併消滅会社は 2020 年 4 月 1 日に新設されたため、最終事業年度はございません。

吸収合併消滅会社の成立の日である 2020 年 4 月 1 日における貸借対照表は、別紙 2 のとおりです。

(2) 吸収合併消滅会社の成立の日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終の事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 吸収合併存続会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 191 条第 5 号）

該当事項はありません。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 191 条第 6 号）

当社の 2019 年 12 月 31 日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ 5,190,755 千円及び 942,510 千円です。

また、SMEJ は新設分割により 2020 年 4 月 1 日付で設立されたため、確定した事業年度に係る貸借対照表はございませんが、新設分割計画上、SMEJ は債務超過ではございません。

それぞれの会社について、上記時点から現在に至るまで、その資産の額及び負債の額に大きな変動をもたらす事象は生じておらず、本合併の効力発生日までにそのような事象が発生することも想定されていません。したがって、本合併の効力発生日以後の当社の資産の額は負債の額を十分上回ることが見込まれます。さらに、本合併の効力発生日以後の当社の収益及びキャッシュフローの状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測しておりません。

以上により、本合併の効力発生日以後においても、当社の債務の履行の見込みがあるものと判断しております。

以上

吸収合併契約書

株式会社ストリームメディアコーポレーション（以下「甲」という。）及び株式会社SMEJ（以下「乙」という。）は、甲と乙との吸収合併に関し、2020年5月29日（以下「本契約締結日」という。）付で、次のとおり吸収合併契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条 （本件吸収合併）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として、吸収合併（以下「本件吸収合併」という。）を行う。

第 2 条 （当事者の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

(1) 吸収合併存続会社（甲）：

商 号：株式会社ストリームメディアコーポレーション
住 所：東京都港区六本木三丁目 2 番 1 号

(2) 吸収合併消滅会社（乙）：

商 号：株式会社SMEJ
住 所：東京都港区六本木三丁目 2 番 1 号住友不動産六本木グランドタワー21階

第 3 条 （本件吸収合併に際して交付する株式）

1. 甲は、本件吸収合併に際して、本件吸収合併の効力が生ずる時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主（乙を除く。以下「割当対象株主」という。）の所有する乙の普通株式（但し、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含む。以下同じ。）第785条の規定に基づき株式の買取りが請求された株式を除く。以下、本条において同じ。）の数の合計に90（以下「本件合併比率」という。）を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本件吸収合併に際して、各割当対象株主に対し、その所有する乙の普通株式の数の本件合併比率を乗じて得た数の甲の普通株式を割り当てる。
3. 甲が前2項に従って割当対象株主に交付する甲の普通株式の数の1株に満たない端数がある場合、会社法第234条その他の関係法令の規定に基づき処理するものとする。

第 4 条 （本件吸収合併に際して交付する新株予約権）

甲は、本件吸収合併に際して、基準時の乙の新株予約権原簿に記載又は記録された新株予約権者（乙自身を除く。）に対し、その保有する乙の新株予約権1個につき、甲の新株予約権90個の割合をもって、別紙記載の甲の新株予約権を割り当てる。

第 5 条 （資本金及び準備金）

本件吸収合併により増加する甲の資本金及び準備金の額については、会社計算規則第35条又は第36条の定めるところに従い、甲が定めるものとする。

第 6 条 （本件吸収合併の効力発生日）

本件吸収合併が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2020年8月1日とする。但し、本件吸収合併の手續の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、会社法第790条の定めるところに従い、甲乙協議し合意の上これを変更することができる。この場合、乙は、変更前の効力発生日（変更後の効力発生日が変更前の効力発生日前の日である場合）あつては、当該変更後の効力発生日）の前日までに、変更後の効力発生日を公告する。

第 7 条 （合併承認総会）

1. 甲は、効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本件吸収合併に必要な事項に関する株主総会の決議を求めるものとする。
2. 乙は、効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本件吸収合併に必要な事項に関する株主総会の決議を求めるものとする。

第 8 条 （剰余金の配当）

甲及び乙は、本契約締結日後、効力発生日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならない。

第 9 条 （善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日までの間において、それぞれ善良なる管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行うものとする。

第 10 条 （事情変更）

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日までの間において、甲又は乙の財産又は経営状態に重要な変動が生じた場合、本件吸収合併の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議し合意の上、本契約を変更又は解除することができるものとする。

第 11 条 （本契約の効力）

本契約は、(i)効力発生日の前日までに、第7条に定める甲又は乙の株主総会において本契約につき承認が得られなかった場合、(ii)効力発生日の前日までに、法令等に定める本件吸収合併の実行に必要な関係官庁等の承認等が得られなかった場合、又は、(iii)前条に従い本契約が解除された場合には、その効力を失う。

第 12 条 （規定外事項）

本契約に定めるもののほか、本件吸収合併に関して必要な事項については、本契約の趣旨に従って甲乙協議の上、これを適宜決定するものとする。

(条文以上)

※契約成立の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

020年5月29日

甲：東京都港区六本木三丁目2番1号
株式会社ストリームメディアコーポレーション
代表取締役社長 崔 官鎔



2020年5月29日

乙：東京都港区六本木三丁目2番1号
住友不動産六本木グランドタワー21階
株式会社SMEJ
代表取締役社長 南 昭英



別紙（株式会社ストリームメディアコーポレーション第13回新株予約権の内容）

1. 新株予約権の数

11,700,000 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 11,700,000 株とし、下記4.（1）の規定により本新株予約権に係る付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

3. 新株予約権の割当日

2020 年 8 月 1 日（本合併の効力発生日）

4. 新株予約権の内容

（1）新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式 1 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、付与株式数は適切に調整されるものとする。

（2）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金 296 円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{分割（又は併合）の比率}}{1}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

（3）新株予約権の行使期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、令和3（2021）年5月1日から令和7（2025）年4月30日（但し、令和7（2025）年4月30日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までとする。

（4）増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

（5）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権発行時において、当社又は当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。以下同じ。）の取締役、監査役又は使用人であった新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 本新株予約権割当契約に違反した場合には本新株予約権を行使できないものとする。

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記4.(6)の規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する本新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

(2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記4.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記4.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記4.(3)に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記4.(4)に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記4.(6)に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

以上

[別紙 2]

吸収合併消滅会社の成立の日における貸借対照表の内容

株式会社 S M E J

貸 借 対 照 表
(2020 年 4 月 1 日 現在)

(単位：円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科目	金額
流動資産	1,378,121,547	流動負債	1,116,951,446
固定資産	86,829,899	負債合計	1,116,951,446
		純資産の部	
		資本金	10,000,000
		資本剰余金	338,000,000
		純資産合計	348,000,000
資産合計	1,464,951,446	負債・純資産合計	1,464,951,446